

# 余市町家賃等軽減助成金のご案内

## 1 家賃等軽減助成金とは？

新型コロナウイルス感染症により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、

- ・事業継続に困難を来している町内資本金10億円未満の中堅企業様、  
中小・小規模企業様及び個人事業様（借主様）
- ・事業継続に困難を来している町内資本金10億円未満の中堅企業様、  
中小・小規模企業様及び個人事業様に対し、家賃等を減免し、事業継続に協力  
いただいている貸主様  
に向け、予算の範囲内で家賃等軽減助成金を支給します。

## 2 対象となる方

次のいずれかにあてはまる方が、余市町の助成金の対象となります。

- (A) 国（経済産業省）の「**家賃支援給付金**」の**給付対象者**（借主）で余市町内に本支店等事業拠点があること
- (B) 国（経済産業省）の「家賃支援給付金」の給付対象ではないが、**①～③の全てにあてはまる方**（借主）で**余市町内に本支店等事業拠点**があり、令和2年5月1日～12月31日の間に、家賃等を支払っていること
  - ①**資本金10億円未満**の中堅企業、中小企業、小規模企業または**個人事業者**
  - ②令和2年（2020年）1月～12月の売上高について、**1カ月で前年同月比▲25%以上**または、連続する**3か月の合計で前年同月比▲15%以上**
  - ③**自らの事業のために占有**する土地・建物の賃料を支払っていること  
（ただし、上記（A）を満たすものを除く）
- (C) 余市町内に本支店等事業拠点を有する事業者に対し、令和2年5月1日～12月31日間分の**家賃等の全部減免**または**一部減免**を行う次にあてはまる方（貸主）
  - ・**資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模企業**または**個人事業者**

町内の学校に通学する生徒を受け入れる下宿営業等を行う事業者様には、別途助成制度を用意しています。「（仮称）受入体制確保助成金」の利用をご検討ください。このチラシでご案内している助成金との併給はできません。

## 3 支給額

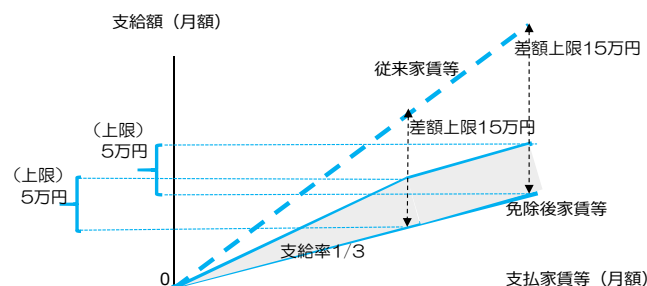
- ・ **(A) 及び (B) の事業者様（借主）**

家賃月額 ×  $\frac{1}{3}$   
(1事業者様あたり  
月額最大 **5万円 × 2ヶ月**が上限)



- ・ **(C) の事業者様（貸主）**

(家賃月額のうち全部または一部減免  
相当額) ×  $\frac{1}{3}$   
(1事業者様あたり  
月額最大 **5万円 × 2ヶ月**が上限)



## 4 申請に必要な書類

申請主体	中堅・中小・ 小規模企業者(法人)の方	個人事業者の方
対象者		
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者確認書(要綱様式3)</li> <li>通帳の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納がない旨の申出書(要綱様式4)</li> <li>契約書等の写し※</li> </ul> <small>※対象者(A)で国の給付通知書または申請書類等により確認できる場合は、代替可</small>
(A) 国の「家賃支援給付金」の給付対象となる方(借主)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書(要綱様式1)</li> <li>国の給付通知書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書(要綱様式1)</li> <li>国の給付通知書の写し</li> </ul>
(B) 売上高の減少が、1か月前年同月比▲25%以上または、連続する3か月の合計で前年同月比▲15%以上となる方(借主)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書(要綱様式1)</li> <li>履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本、発行後3か月以内のもの)</li> <li>直近の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書(両面)の写し</li> <li>任意の1か月または3か月の売上台帳等の写し</li> <li>家賃等の領収書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書(要綱様式1)</li> <li>申請者本人の身分証明書(運転免許証、パスポートまたは健康保険証などの写し)</li> <li>直近の確定申告書第一表(青色申告をされている方は、所得税青色申告決算書の控え2枚)</li> <li>任意の1か月または3か月の売上台帳等の写し</li> <li>家賃等の領収書の写し</li> </ul>
(C) 家賃の全部または一部減免を行った方(貸主)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書(要綱様式2)</li> <li>家賃等の全部または一部減免を行ったことが分かる書類</li> <li>履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本、発行後3か月以内のもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書(要綱様式2)</li> <li>家賃の全部または一部減免を行ったことが分かる書類</li> <li>申請者本人の身分証明書(運転免許証、パスポートまたは健康保険証などの写し)</li> </ul>

このほか、資料の提出をお願いする場合があります

## 5 手続きフロー

R3(2021)年2月15日(月)まで



## 6 よくあるお問合せ

- Q 1 国の「家賃支援給付金」との併給はできますか？  
 A 1 (表面) 2 (A) にあてはまる方は、併給が可能です
- Q 2 申請期限はありますか？  
 A 2 令和3年(2021年) **2月15日(月)まで**に申請書を提出してください
- Q 3 借地の賃料は対象ですか？  
 A 3 **対象**です。借地上に賃貸借している建物が存在するか否かは問いません(例：駐車場、資材置場等として事業に供している土地の賃料)
- Q 4 管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？  
 A 4 **賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます**
- Q 5 自己保有の土地・建物について、取得費用を借入れ、ローンを支払中の場合は対象となりますか？  
 A 5 **対象となりません**
- Q 6 同一の賃貸借物件について、(A) または (B) の借主と (C) の貸主が申請対象とすることはできますか？  
 A 6 家賃等の一部減免を行っている場合は、同一の賃貸借物件について、**借主及び貸主双方から申請を行うことができます**。ただし、1事業者あたり月額10万円×2か月が上限となります。

## 7 詳細について

国の「家賃支援給付金」(借主)に準じ、町独自の規程を定めています。詳細につきましては、**余市町ホームページ**(<http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/website/zigyousya-corona.html>) (QRコードでもアクセスできます) でご案内しています。

## お問合せ:助成金事務局

### 余市町 経済部商工観光課

〒046-8546 余市町朝日町2番地 役場庁舎2階

【電話】0135-21-2125 (商工観光課直通) 【FAX】0135-21-2144

【開庁時間】平日8:45~17:15 (土日祝日及び12月31日~1月5日を除く)

感染拡大防止のため、申請書類は、郵送により提出いただきますようご協力をお願いします

